

2023年7月27日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス
ディスクロージャー基本問題研究会

「リースに関する会計基準（案）」等に関する意見

2023年5月2日に公表されました標記公開草案（以下「本公開草案」という。）について、当社内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」において検討を行い、下記のとおり、本公開草案に対するコメントを取りまとめましたので、提出いたします。宜しく願い申し上げます。

記

質問1

<コメント>

- ・同意しない。
（理由）
- ・「IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れる。」という基本方針は、収益認識会計基準の場合と大きく異なっており、このような取扱いにすることについての理由を丁寧に説明する必要があると考える。
- ・本公開草案では、内容として、国際的な比較可能性を高めることを目的に、IFRS第16号と同一の「単一の会計処理モデル」が採用されている。わが国企業の開示内容における国際的な比較可能性を高める必要があるという方針には賛成するものの、それがIFRSと同一モデルの導入という結論を導くとは限らないと考える。同様に国際的な比較可能性を高めるという方針が採られていると考えられる米国においては「2区分の会計処理モデル」が採用されていることを踏まえれば、単に国際的な比較可能性を根拠とするのではなく、「2区分の会計処理モデル」よりも「1区分の会計処理モデル」の方が優れていることを示す必要があるのではないか。
- ・すべてのリースを借手への金融の提供と想定することは、会計測定の対象である現実の取引をあまりに単純化した前提である。例えば、日本における「高速道路」についてみると、高速道路は、道路一般と同様に国家のインフラ資産であって、所有権は国土交通省の独立行政法人である「日本高速道路保有・債務返済機構」が持ち、会社法上設立された「東日本高速道路株式会社」など運用会社6社の役

割は、高速道路が利用者にもたらす便益が有効かつ効率的に実現するために、「道路の建設、点検・修繕・更新などの維持管理、料金徴収」にある。貸手である独立行政法人と借手である運用会社との取引を、5年ごとの料金契約による高速道路のリースと呼んでいたとしても、運用会社に対する金融の提供と認識することはできないものとする。

質問4

<コメント>

- ・ 同意しない

(理由)

- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理を原則として同一にする理由に、個別財務諸表と法人課税との関係についての言及がない。上場会社を主として対象とする連結会計と、国家の政策が課税所得計算規定などに反映する個別会計（法人とは限らない）との関係について、会計基準作成者の基本的知見を示すべきである。
- ・ なお、国際的な比較可能性を担保するという目的からは、個別財務諸表についての適用は任意としてもよいと考える。

質問10

<コメント>

- ・ 同意しない

(理由)

- ・ 企業会計基準適用指針第16号における300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いの継続適用と、IFRS任意適用企業におけるIFRS第16号の定め（新品時5千米ドル）を個別財務諸表に適用可能とするという点は、作成者側の負担に配慮したものとして一定の評価ができる。
- ・ しかしながら、金額を示すことは会計方針とはいえ、数字基準はなじまないため、IFRS適用会社はIFRSの基準を適用するとすればよいものとする。

質問16

<コメント>

- ・ 同意しない。

(理由)

- ・ リースバックについて、米国のTopic842を参考にした取扱いを提案しているが、IFRS第16号ではなく米国のTopic842をもってきた理由を明確にすべきであるとする。
- ・ Topic842に沿ったリースバックの会計処理を適用すると、リースバック部分が

ファイナンス・リースとなる場合のみ売却損益の認識が否定される。これは、現行基準によるリースバックの会計処理と同じであり、この部分はコンバージョンの対象となっていない。わが国では、リースバック部分がオペレーティング・リースとなるケースが多いため、少なくとも、IFRS 第 16 号と取扱いの差異が生ずる取引の概要を開示させるべきである。

質問 19

<コメント>

- ・同意しない

(理由)

- ・中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合、中間的な貸手は、適用指針案第 88 項の要件をいずれも満たす取引について、サブリースにおいて受け取るリース料の発生時又は当該リース料の受領時のいずれか遅い時点で、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に「計上することができる」という規定になっているが、「計上しなければならない」とすべきではないか。

その理由は、以下のとおりである。

- ① 同指針案 BC111.にあるように、ヘッドリースに対してリスクを負わない場合は、収益認識適用指針における代理人の会計処理と同様に純額表示することが適切と考えられるため。
- ② 同指針案 BC112.にあるように、サブリースの借手からリース料の支払を受けない限り、中間的な貸手がヘッドリースの貸手にリース料を支払う義務を負わないことから、ヘッドリースとサブリースを一体的取引として処理することが取引実態を表現していると考えられるため。

質問 27

<コメント>

- ・リース取引に限らないが、当事者同士の取引価格（料金）に国家や地方政府の政策上の介入がある場合、補助金の交付などが利用される。変動リース料の原因が将来の補助金政策にあることが想定される場合、経済的合理性を前提するものではないので、その取扱いについて言及がある箇所をご教示いただきたい。
- ・本基準は、経済合理性を前提とする市場取引あるいは相対取引を暗黙に前提としている。第 3 項の本基準の適用外の規定は限定列举と解されるが、例えば、わが国の高速道路にみるように、高速道路の所有者と運用受諾者が分離しており、料金契約を結んでいることから「リース」という用語を用いているような取引があったとしても、契約の対象物が公共財としてのインフラ資産であり、

受益者（利用する国民）の負担する料金制度（世代間の公平を含む）および委託・受託当事者間の契約料金は、経済合理性を前提としてはおらず、国家の政策によって決まるものである。第3項の限定列挙を読む限り、このような取引について適用外としているとは考えられないことから、このような意見があった旨を結論の背景に記載していただきたい。

以 上